

(参 考)

玄海原子力発電所 2 号機第 1 9 回定期検査の概要

1. 関係法令

電気事業法第 5 4 条（定期検査）

電気事業法第 5 5 条（定期事業者検査）

2. 定期検査及び定期事業者検査を実施する設備

- （1）原子炉本体及び原子炉冷却系統設備
- （2）計測制御系統設備
- （3）燃料設備
- （4）放射線管理設備
- （5）廃棄設備
- （6）原子炉格納施設
- （7）非常用予備発電装置
- （8）蒸気タービン設備

3. 定期検査期間中に実施する主な工事

- （1）燃料の取替え

燃料集合体 1 2 1 体の約 3 分の 1 を取替える。

以 上